

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律		法令の番号	平成2年法律第70号	
不利益処分の種類	食鳥のとさつ、脱羽又内臓摘出の禁止等（1／5）		根拠条項	第20条	
処分基準	<p>都道府県知事は、法第19条に規定する食鳥が疾病にかかっているため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等が疾病にかかった食鳥に係るものであるため、若しくは同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等に異常があるため食用に供することができないと認めるとき、又は同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置を採ることができる。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置により、次に掲げる措置の目的が達成される場合にあっては、この限りでない。</p> <p>一 当該食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出を禁止すること。</p> <p>二 当該食鳥の所有者若しくは管理者、食鳥処理業者その他の関係者に対し、当該食鳥の隔離、食鳥処理場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又はその職員にこれらの措置を講じさせること。</p> <p>三 その職員に、当該食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等について廃棄その他の措置を講じさせること。</p>				
	<p>○ 法第19条 食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は第16条第5項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等について、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなければならない。</p> <p>○ 法第16条5項 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況（法第17条第3号から第5号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあっては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況）について、確認規程（第2項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定める方法に従って、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。</p>				
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 (財)佐賀県食鳥肉衛生協会	交付機関 (財)佐賀県食鳥肉衛生協会		目次 NO

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	法令の番号	平成2年法律第70号
不利益処分の種類	食鳥のとさつ、脱羽又内臓摘出の禁止等（2/5）	根拠条項	第20条
処分基準	<p>○ 規則第30条 法第16条第5項の確認は、次に掲げるところによるものとする。 一 食鳥の生体の状況の確認にあつては、視覚及び触覚を用いることにより適切に行う。 二 食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあつては、一羽ごとに、視覚、触覚及び臭覚を用いることにより適切に行う。 2 法第16条第5項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ、食鳥の生体の状況の確認にあつては別表第8の、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあつては別表第7のとおりとする。</p> <p>別表第8（第29条、第30条、第33条関係） 次のような異常が認められないこと。 イ 瀕死の状態を呈するもの ロ 動作緩慢又は衰弱の外観を呈するもの ハ 痩せているもの ニ 眼又は鼻孔からの多量の排出物を有するもの ホ 肛門周囲の羽毛に多量の排泄物が付着しているもの</p>		
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 (財)佐賀県 食鳥肉衛生協会
			目次 NO

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	法令の番号	平成2年法律第70号
不利益処分の種類	食鳥のとさつ、脱羽又内臓摘出の禁止等（3/5）	根拠条項	第20条
処分基準	別表第7（第28条、第29条、第30条、第33条関係） 一 食鳥とたい イ 次のような異常が認められないこと。 (1) 皮膚又は筋肉が著しく暗色化しているもの (2) 皮膚又は筋肉が著しく蒼そう白なもの (3) 脱水症状を呈するもの (4) 腫瘍しゅようを有するもの (5) 著しく痩やせているもの (6) 異常な腹部膨満を呈するもの (7) 皮膚に多数のか皮、創傷、膿瘍のうよう又は炎症を有するもの (8) 翼及び脚の骨が著しく腫しゅ大しているもの (9) 著しい異常臭又は全体に異常臭を有するもの ロ 食鳥とたいの一部に次のような異常が認められないこと。 (1) 皮膚の一部が青色、赤色又は緑青色を呈するもの (2) 皮膚又は筋肉の一部が水分過多を呈するもの (3) 皮膚の一部にか皮、創傷、膿瘍のうよう又は炎症を有するもの (4) 骨又は関節が腫しゅ大しているもの (5) 異常臭を有するもの 二 食鳥中抜とたい 次のような異常が認められないこと。 イ 体腔こう又は気嚢のう内に、膿のう汁の蓄積した半固形若しくは固形の黄色チーズ様物、腹水、多量の血液又は異常臭を有するもの ロ 腫瘍しゅようを有するもの ハ 体壁内側面又は内臓しょう膜面に炎症を有し、又は肥厚しているもの ニ 体壁内側面及び内臓又は内臓相互が過度に癒着しているもの		
	対応区分 ① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 (財) 佐賀県 食鳥肉衛生協会	交付機関 (財) 佐賀県 食鳥肉衛生協会

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	法令の番号	平成2年法律第70号	
不利益処分の種類	食鳥のとさつ、脱羽又内臓摘出の禁止等（4/5）	根拠条項	第20条	
処分基準	<p>三 内臓</p> <p>イ 肝臓</p> <p>次のような異常が認められないこと。</p> <p>(1) ゼラチン状又はチーズ状の浸出物で覆われているもの</p> <p>(2) 表面が不規則な凹凸を呈するもの</p> <p>(3) 表面が網目模様を呈するもの</p> <p>(4) 緑色、青色、桃色等正常と異なる色彩を呈するもの</p> <p>(5) 著しく腫大しているもの</p> <p>(6) 著しく脆くなっているもの</p> <p>(7) 硬化しているもの</p> <p>(8) 血腫又は多数の出血斑を有するもの</p> <p>(9) 白色又は黄色の病巣を有するもの</p> <p>(注) 正常な肝臓は均一の色(赤褐色)と硬さを有し、大きさ(体重比)はほぼ一定している。</p> <p>ロ 脾臓</p> <p>次のような異常が認められないこと。</p> <p>(1) 肥厚した被膜を有するもの</p> <p>(2) 白色又は黄色の病巣を有するか又は著しく腫大しているもの</p> <p>(3) 脆くなっているもの</p> <p>(4) 著しく萎縮しているもの</p> <p>(注) 正常な脾臓は暗赤褐色で、ときに深赤色又は桃色のものもある。大きさは多様で比較的硬い。</p>			
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 (財)佐賀県 食鳥肉衛生協会	交付機関 (財)佐賀県 食鳥肉衛生協会

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	法令の番号	平成2年法律第70号	
不利益処分の種類	食鳥のと殺、脱羽又内臓摘出の禁止等（5/5）	根拠条項	第20条	
処分基準	<p>ハ 心臓</p> <p>次のような異常が認められないこと。</p> <p>(1) 心嚢の著しく肥厚しているもの</p> <p>(2) 心臓と心嚢が癒着しているもの</p> <p>(3) 心嚢水中に線維素又はチーズ様物を有するもの</p> <p>(4) 心嚢水が著しく増大しているもの</p> <p>(5) 心臓が著しく肥大又は拡張しているもの</p> <p>(6) 脂肪組織に点状出血を呈するもの</p> <p>(7) 白色ないし黄色の病巣を有するもの</p> <p>(注) 正常な心臓は心嚢内にあり、その基部は脂肪に富んでおり、基部心冠部及び心尖部に脂肪組織を有する。</p> <p>ニ 腎臓</p> <p>次のような異常が認められないこと。</p> <p>(1) 著しく腫大しているもの</p> <p>(2) 大きな又は多数の嚢腫を有するもの</p> <p>(3) 白色の病巣を有するもの</p> <p>(4) 白色微細な沈着物が密集しているもの</p> <p>(注) 正常な腎臓は深赤色で、放血の完全なものでは、桃色ないし黄土色を呈することもある。</p> <p>ホ その他の臓器に異常が認められないこと。</p>			
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 (財) 佐賀県 食鳥肉衛生協会	交付機関 (財) 佐賀県 食鳥肉衛生協会